

大田区障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

大田区長 西 野 善 雄

大田区規則第 109 号

大田区障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会規則
の一部を改正する規則

大田区障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会規則（平成 18 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田区障害者自立支援条例施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 審査会（第 3 条—第 9 条）

第 3 章 地域生活支援事業

第 1 節 相談支援事業（第 10 条・第 11 条）

第 2 節 手話通訳者等派遣事業（第 12 条—第 17 条）

第 3 節 日常生活用具給付事業（第 18 条—第 21 条）

第 4 節 移動支援事業（第 22 条—第 29 条）

第 5 節 地域活動支援センター機能強化事業（第 30 条）

第 6 節 訪問入浴サービス事業（第 31 条—第 37 条）

第 7 節 更生訓練費給付事業（第 38 条）

第 8 節 施設入所者就職支度金給付事業（第 39 条）

第 9 節 自動車改造費助成事業（第 40 条）

第10節 自動車運転免許取得費助成事業（第41条）

第11節 日中一時支援事業（第42条—第49条）

第12節 生活サポート事業（第50条）

第13節 雑則（第51条・第52条）

第1章 総則

第1条中「第123号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「に関し」を「及び法第77条に規定する地域生活支援事業に関し」に改める。

第8条を第9条とし、第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条及び章名を加える。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2章 審査会

第9条の次に次の1章を加える。

第3章 地域生活支援事業

第1節 相談支援事業

（実施の方法）

第10条 区は、法第77条第1項第1号に規定する相談支援事業を自ら実施するほか、法第40条に規定する指定相談支援事業者に対し予算の範囲内で当該事業者の事業を補助する事業として実施することができる。

（利用者負担の免除）

第11条 相談支援サービスの利用は、無料とする。

第2節 手話通訳者等派遣事業

（実施の方法）

第12条 区は、法第77条第1項第2号に規定する手話通訳者等派遣事業を、第16条第2項の規定により支給決定を受けた者と区長が別に定めるところによ

3 前項に規定する内容の審査に当たっては、区長は、対象者の身体状況、家屋環境その他必要な調査を行うものとする。この場合において、必要に応じて次に掲げる者の意見を聞くものとする。

(1) 主治医、理学療法士等

(2) 前号に掲げるもののほか、対象者が18歳未満の場合にあつては、児童相談所長

(利用者負担等)

第21条 日常生活用具の給付を受けた者は、条例第3条第2項の規定に基づき別表第3に定めるところにより算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超える場合にあつては、当該現に要した費用）に100分の10を乗じて得た額を、当該用具を引き渡した事業者を支払わなければならない。

2 条例第3条第3項第1号の規定に基づき前項の規定による利用者負担の額の減額又は免除を受けようとする者は、別に定めるところにより区長に申請し、その承認を得なければならない。

第4節 移動支援事業

(実施の方法)

第22条 区は、法第77条第1項第3号に規定する移動支援事業を、第25条第2項の規定により支給決定を受けた者と区長が指定する事業者との契約に基づき提供される移動支援サービスに係る費用の一部を給付する事業として実施するものとする。

2 前項に規定する区長が指定する事業者は、法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者その他区長が適当と認める事業者とする。

(利用の資格)

第23条 移動支援事業を利用できる者は、原則として区内に住所を有し、かつ、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者及び視覚障害児、全身性障害者及

び全身性障害児（肢体不自由の程度が身体障害者手帳の１級に該当する者で両上肢及び両下肢の機能に障害を有するもの又はこれに準ずるものをいう。以下同じ。）、知的障害者及び知的障害児並びに精神障害者であって、障害の程度、介護者の状況等を勘案した結果、外出時における移動介護の支援が必要と認められるものとする。

- ２ 前項の規定にかかわらず、法第 19 条第 1 項の規定による介護給付費の支給決定を受けている者（居宅介護による通院のための外出時における移動中の介護を受けているものを除く。）で移動支援事業による移動支援に相当する給付を受けることができるものは、当該事業の利用はできないものとする。

（支給の対象等）

第 24 条 移動支援の支給の対象は、原則として 1 日の範囲で用務を終える外出であって、一人の対象者につき一人の介護者によって移動を支援するものとする。

- ２ 移動支援の支給量は、次に掲げる支給量を合算して得た時間数とする。

（１） 社会通念上当該外出をしないことにより日常生活において著しい不都合を生じる外出（以下「社会通念上必要不可欠な外出」という。）として、障害の種類及び程度、介護を行う者の状況等を勘案して算定した支給量

（２） 前号に該当しない余暇活動等社会参加のための外出として、次に掲げる時間数を標準として、障害の種類及び程度、介護を行う者の状況等を勘案して算定した支給量

ア 視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者（18 歳以上に限る。）にあつては、月 32 時間

イ 視覚障害児、全身性障害児、知的障害児及び精神障害者（18 歳未満に限る。）にあつては、月 16 時間

- ３ 社会通念上必要不可欠な外出は、公共機関、金融機関等における手続、医療機関等への通院（法第 19 条第 1 項の規定による介護給付費等の支給の決定を受

けている者による通院介助サービスの利用並びに医療保険対象外の通院及び通所を除き、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に基づく施術を目的とする通所を含めるものとする。この場合において、区長は、支給量の算定に必要と認めるときは、対象者に医師の診断書の提出を求めることができる。）その他区長が社会通念上必要不可欠と認める外出をいう。

- 4 第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、特段の事情により区長が必要と認めるときは、必要な時間数を定めることができる。この場合において、区長は、対象者に支給量の算定に必要な資料の提出等を求めることができる。
- 5 前 3 項の規定に基づく支給量の算定においては、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期に渡る外出及び移動支援事業の対象として社会通念上適当でない外出として区長が別に定める外出を除外するものとする。

（利用の申請等）

第 25 条 移動支援事業を利用しようとする者は、移動支援サービス費支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書（別記第 10 号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、支給を決定したときは移動支援サービス費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書（別記第 11 号様式）により、申請を却下したときは移動支援サービス費支給申請却下通知書（別記第 12 号様式）により、申請をした者に通知するものとする。

- 3 前項に規定する支給決定の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 支給決定を行った日が月の初日の場合 1 年の範囲内において区長が定める期間

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年の範囲内において区長が定める期間を合算した期間

(変更の申請等)

第26条 前条第2項の規定による支給決定を受けた者(以下この節において「利用者」という。)は、当該支給決定に係る内容に変更があったときは、移動支援サービス費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除変更申請書(別記第13号様式)又は移動支援サービス費支給申請内容変更届(別記第14号様式)により区長に申請し、又は届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、変更を決定したときは移動支援サービス費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書(別記第15号様式)により、申請を却下したときは移動支援サービス費支給変更申請却下通知書(別記第16号様式)により、利用者に通知するものとする。

3 前項に規定する変更決定の有効期間は、当該変更決定を行った日から前条第3項の規定により決定した有効期間の満了する日までとする。

(サービスの利用方法)

第27条 利用者が移動支援サービスを受けようとするときは、第25条第2項に規定する決定通知書(前条第2項に規定する変更決定通知書を含む。)を第22条第2項に規定する事業者に提示し、当該事業者とサービス利用の契約を行うものとする。

(支給決定の取消し)

第28条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第2項及び第26条第2項の規定による支給決定を取り消すとともに、移動支援サービス費支給決定取消通知書(別記第17号様式)により利用者に通知するものとする。

- (1) 当該事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めたとき。

(費用の給付)

第29条 区長は、条例第3条第4項の規定に基づき別表第4に定めるところにより算定した費用の額の100分の90に相当する額を、同条第5項の規定に基づき利用者にサービスを提供した事業者を支払うものとする。

2 条例第3条第4項ただし書の規定に基づき同条第3項第1号に該当する者として利用者負担の額の減額又は免除を受けようとする者は、別に定めるところにより区長の承認を得なければならない。

第5節 地域活動支援センター機能強化事業

(実施の方法)

第30条 区は、法第77条第1項第4号に規定する事業を、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下単に「社会福祉法人」という。）に対し当該事業を実施する費用の一部を予算の範囲内で補助する地域活動支援センター機能強化事業として実施するものとする。

第6節 訪問入浴サービス事業

(事業の内容)

第31条 区は、法第77条第3項に規定する地域生活支援事業として、重度の障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅に訪問して入浴サービスを提供する事業（以下「訪問入浴サービス事業」という。）を適当と認める事業者へ委託して実施するものとする。

(利用の資格)

第32条 訪問入浴サービス事業を利用できる者は、区内に住所を有する重度の障害者等で次に掲げるものとする。